

青森県立保健大学における新型コロナウイルス感染症のフェーズに応じた対応方針 (②収束から平常化に向かう局面)

青森県立保健大学危機管理対策本部

令和2年5月

この対応方針は、事態の進展に応じた展望を示すため、各フェーズごとの基本的な対応を示すものであり、実際の対応については対策本部で随時決定していく。

感染症の流行は、①発生→拡大→蔓延→②収束→平常化といった展開が想定されるため、①の発生から蔓延に向かう局面と②の収束から平常化に向かう局面の二つに分けて対応方針を記載した。なお、対応方針は、ワクチンや治療薬の利用を考慮した内容とはなっていない。

本シートでは、②の収束から平常化に向かう局面を4つのフェーズで整理した。

収束局面では、行政は、経済や生活への影響を考慮して、短いスパンで対策を変え、解除する傾向があることに留意が必要である。

レベル	感染症の発生状況	想定される国や県の対応 【大学の危機管理体制】	授業		学生の課外活動	研究活動	施設利用	本学が行う研修、講演会等	学内会議	教職員勤務体制
			講義・演習	実習						
4	制限（最大→大） ・国内で発生数が減少傾向となり、1日当たり発生数0の地域が出現 ・県内では、1日当たり発生数0となる。	（国） ・ 全都道府県を対象に緊急事態宣言を実施 ・ 特定警戒都道府県の指定範囲を徐々に縮小 （県） ・ 緊急事態措置を実施し、本学を含む施設管理者に対する施設の使用停止等の要請を継続 ・ 県外への移動自粛や県民への行動自粛要請等を継続 【大学の危機管理体制】 危機対策本部会議を定期的開催し、情報共有を図り、対応方針決定	・全ての授業の遠隔授業を継続 ・対面授業の再開に向けた準備を実施	・県外・県内実習を中止を継続するが、再開に向けた準備を実施 ・遠隔授業による実習の継続	・サークル活動の自粛 ・アルバイトは感染拡大防止ができないものは自粛 ・県外への移動の禁止など、本学の対応方針に従った行動自粛 ・体調管理の実施 ・上記のほか、本学の対応方針に基づく行動を要請	・教員は、感染拡大防止策を行った上で研究を継続 ・調査、学会や研究会等の研究活動について、県外への移動を自粛し、必要に応じて、遠隔システムを活用 ・院生は、学内の研究活動を自粛し、教員による対面指導は限定的に実施	・学校施設利用を原則停止 ・遠隔授業を受ける環境が不十分な学生には、感染防止対策を徹底した上で、情報処理教室等の利用を許可 ・生物の飼育や装置の維持管理など必要な場合は、施設への立ち入りを許可	・原則として、研修会、講演会の中止を継続するが、再開に向けた準備を実施	・緊急性や必要性のない会議の中止を継続 ・原則として、オンライン会議	・感染拡大防止策を強化した勤務及び在宅勤務等を継続 ・通常勤務再開に向けた準備を実施
3	制限（大→中） ・国内で発生数が減少傾向となり、1日当たり発生数0の地域が増加 ・県内では、1日当たり発生数0が継続	（国） ・ 全都道府県を対象地域として、緊急事態宣言を実施 ・ 特定警戒都道府県は少数に限定 （県） ・ 緊急事態措置を実施しているが、施設管理者に対する施設の使用停止等の要請対象を縮小し、本学は対象外 ・ 県外への移動自粛や県民への行動自粛要請等の内容を更に縮小 【大学の危機管理体制】 危機対策本部会議を定期的開催し、情報共有を図り、対応方針決定	・感染拡大防止策を行った上で、対面授業を再開 ・3密を避けた授業及び必要に応じた遠隔授業を実施	・県内実習の再開 ・特定警戒地域以外の県外実習について、施設立地地域の患者発生状況を勘案して個別に判断して再開 ・学外実習ができない場合は、遠隔授業や3密を避けた学内実習を実施	・サークル活動の自粛 ・アルバイトは感染拡大防止ができないものは自粛 ・特定警戒都道府県への移動の禁止など、本学の対応方針に従った行動自粛 ・体調管理の実施 ・上記のほか、本学の対応方針に基づく行動を要請	・教員は、感染拡大防止策を行った上で研究を継続 ・調査、学会や研究会等の研究活動について、県外への移動を自粛し、必要に応じて、遠隔システムを活用 ・院生は、学内の研究活動を自粛し、研究指導教員による対面指導が必要な場合は、感染防止対策を実施して短時間で実施、若しくは、遠隔で実施	・学生及び院生の学内施設利用を制限（図書館は貸出しのみ、食堂縮小等） ・原則として、学外への施設貸出しを禁止	・原則として、研修会、講演会の中止を継続するが、再開に向けた準備を実施 ・受託研修再開に向けて、委託者と実施内容を協議	・必要な会議は、3密を回避して実施 ・オンライン会議を並行して実施	・感染拡大防止策を強化した平常勤務を再開 ・必要に応じて、在宅勤務や時差出勤等を実施
2	制限（中→小） ・国内で発生数の減少が継続し、1日当たり発生数0の地域が拡大 ・県内では、1日当たり発生数0が週単位で継続	（国） ・ 全都道府県を対象とする緊急事態宣言を解除一本県も緊急事態宣言対象外 ・ 特定警戒都道府県の対象を縮小 （県） ・ 県は、緊急事態措置を解除し、施設管理者に対する施設の使用停止等の要請を解除 ・ 県外への移動自粛や県民への行動自粛の要請は縮小するが継続 ・飲食店等への外出自粛を見直し、対象施設が行う取組みへの協力依頼へ変更 【大学の危機管理体制】 危機対策本部会議を定期的開催し、情報共有を図り、対応方針を随時変更	・感染拡大防止策を行った上で対面授業を実施 ・3密を避けた授業及び必要に応じた遠隔授業を実施 ・再び、全ての授業で遠隔授業を行う場合に備えて体制を整備	・県内実習の実施 ・県外実習について、施設立地地域の患者発生状況を勘案して個別に判断して再開 ・学外実習ができない場合は、遠隔授業や3密を避けた学内実習を実施 ・再び、学外実習が不可となり、遠隔授業や3密を避けた学内実習が主となる場合に備えて体制を整備	・サークル活動及びアルバイトは感染拡大防止ができないものは自粛 ・本学の対応方針に従った行動自粛 ・体調管理の実施	・感染拡大防止策を行った上で研究を継続 ・調査、学会や研究会等の研究活動等について、特定警戒都道府県への移動を自粛し、必要に応じて、遠隔システムを活用	・学生及び院生の学内施設利用制限を解除し、感染拡大防止策を行った上で開始 ・学外への施設貸出しの禁止を解除するが、感染拡大防止対策を要請	・研修会、講演会については、感染拡大防止策を行った上で、個別に判断して実施 ・受託研修について、委託者との協議に基づき再開	・必要な会議は、3密を回避して実施 ・オンライン会議を並行して実施 ・再び、すべての会議をオンラインで行う場合に備えて体制を整備	・感染拡大防止策を強化した平常勤務を継続 ・必要に応じて、在宅勤務や時差出勤等を実施 ・再び、在宅勤務等を行う場合に備えて体制を整備
1	制限（小→0） ・国内で発生数が激減し、発生は地域限定的、散発的となる。 ・県内では、1日当たり発生数0が月単位で継続	（国） ・ 特定警戒都道府県を廃止 ・国民に対し、 感染拡大防止のための行動自粛や協力等を呼びかけ （県） ・ 県民に対し、感染拡大防止のための行動自粛や協力等を呼びかけ 【大学の危機管理体制】 危機対策本部会議を必要に応じて開催し、情報共有	・感染拡大防止策を行った上で対面授業を実施 ・3密を避けた授業及び必要に応じた遠隔授業を実施 ・再び、全ての授業で遠隔授業を行う場合に備えて体制を整備	・県内・県外実習の実施 ・再び、学外実習が不可となり、遠隔授業や3密を避けた学内実習が主となる場合に備えて体制を整備	・サークル活動及びアルバイトは、感染拡大防止策を行った上で実施 ・本学の対応方針に従った行動自粛 ・体調管理の実施	・感染拡大防止策を行った上で研究を実施	・感染拡大防止策を行った上で学内施設利用を継続	・感染拡大防止策を行った上で実施	・感染拡大防止策を行った上で、対面会議を実施 ・再び、すべての会議をオンラインで行う場合に備えて体制を整備	・感染拡大防止策を行った上で通常勤務 ・再び、在宅勤務等を行う場合に備えて体制を整備
0	平常時									
	本学関係者が新型コロナウイルス感染症を発症	【大学の危機管理体制】 危機対策本部を設置して、情報共有を図り、対応方針を随時決定	保健所等と協議し、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否を踏まえて、危機対策本部で実施内容を決定	保健所等と協議し、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否を踏まえて、危機対策本部で実施内容を決定	保健所等と協議し、 ・サークル活動、アルバイト、不要不急の活動の自粛 ・体調管理の実施	保健所等と協議し、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否を踏まえて、危機対策本部で実施内容を決定			・緊急性や必要性を踏まえて会議を中止 ・必要な会議は、感染拡大防止策を行った上で実施	保健所等と協議し、 ・感染拡大防止を強化した勤務を実施 ・施設貸出しの制限を実施

この対応方針は、事態の進展に応じた展望を示すため、各フェーズごとの基本的な対応を示すものであり、実際の対応については対策本部で随時決定していく。

感染症の流行は、①発生→拡大→蔓延→②収束→平常化といった展開が想定されるため、フェーズは4段階とし、①の発生から蔓延に向かう局面と②の収束から平常化に向かう局面の二つに分けて、対応方針を記載した。なお、対応方針は、ワクチンや治療薬の利用を考慮した内容とはなっていない。

本シートでは、①の発生から蔓延へ向かう局面を4つのフェーズで整理した。

拡大局面では、行政が感染拡大防止のため、前倒しの対策を行う傾向にあることに留意が必要である。

レベル	感染症の発生状況	想定される国や県の対応 【大学の危機管理体制】	授業		学生の課外活動	研究活動	施設利用	本学が行う研修、講演会等	学内会議	教職員勤務体制
			講義・演習	実習						
0	平常時									
1	制限(小→中) (発生→蔓延局面) ・国内で発生 ・県内では未発生	国や県が、国民や県民に対し、感染拡大防止のための行動自粛等を呼びかけ 【大学の危機管理体制】 危機対策本部の設置	・感染拡大防止策を行った上で対面授業を実施 ・遠隔授業や3密を避けた授業の進め方を検討	患者発生地域での実習継続の可否の検討	・サークル活動及びアルバイトは、感染拡大防止策を行った上で実施 ・本学の対応方針に従った行動自粛 ・体調管理の実施	・感染拡大防止策を行った上で研究を実施	・感染拡大防止策を行った上で、学内施設利用を継続	感染拡大防止策を行った上で実施	・感染拡大防止策を行った上で、対面会議を実施。ただし、オンライン参加を推奨する。	・感染拡大防止策を行った上で通常勤務
2	制限(中→大) (発生→蔓延局面) ・国内で流行が拡大傾向 ・県内では発生は限定的	・国が、特定地域を対象に緊急事態宣言を実施 ・青森県は、緊急事態宣言の対象区域ではないが、県が、県民に行動自粛、特定地域への移動自粛等を呼びかけ 【大学の危機管理体制】 危機対策本部会議を定期的に開催し、情報共有を図り、対応方針決定	・感染拡大防止策を行った上で対面授業を実施 ・遠隔授業や3密を避けた授業の準備	・上記の検討結果に基づく対応の実施 ・県外実習から県内実習への切り替えの検討 ・遠隔授業による実習の検討	・サークル活動の自粛 ・アルバイトは感染拡大防止ができないものは自粛 ・緊急事態宣言の対象地域への移動の原則禁止 ・本学の対応方針に従った行動自粛 ・体調管理の実施	・感染拡大防止策を行った上で研究を継続 ・調査、学会や研修会等の研究活動等について、緊急事態宣言の対象地域への移動を自粛し、必要に応じて、遠隔システムを活用	・感染拡大防止策を行った上で、学内施設利用を継続 ・学外への施設貸出しの制限を実施	・3密となる研修、講演会は、規模の縮小など、方法を変更して実施 ・受託研修について、委託者と実施内容を協議	・緊急性や必要性を踏まえて会議を中止 ・対面会議を最小限にし、オンライン会議への移行を準備	・感染拡大防止策を強化した勤務を継続し、在宅勤務や時差出勤等への移行を準備
3	制限(大→最大) (発生→蔓延局面) ・国内で流行が継続的に拡大 ・県内では発生は限定的	3-1 ・国が、全都道府県を対象地域として、緊急事態宣言を実施し、特定警戒都道府県を指定 ・県が、緊急事態措置を実施し、県民に、行動自粛、県外への移動自粛等を要請 ・県が、 施設管理者に対する施設の使用停止(本学は含まず) 等を要請 ※ 使用停止要請がなくとも自主休校は可能 【大学の危機管理体制】 危機対策本部会議を定期的に開催し、情報共有を図り、対応方針を随時変更	・感染拡大防止策を行った上で対面授業を実施しつつ、遠隔授業や3密を避けた授業へと移行	・県外実習は原則中止とするが、実習先施設が受け入れ可能な場合には、施設立地地域の患者発生状況を勘案して個別に判断する。 ・県内実習の継続を相手先施設と調整(不可の場合は中止) ・遠隔授業や3密を避けた学内実習へ移行	・サークル活動の自粛 ・アルバイトは感染拡大防止ができないものは自粛 ・県外への移動の禁止 ・本学の対応方針に従った行動自粛 ・体調管理の実施	・教員は、感染拡大防止策を行った上で研究を継続 ・調査、学会や研修会等の研究活動等について、県外への移動を自粛し、必要に応じて、遠隔システムを活用 ・院生は、学内の研究活動を自粛し、研究指導教員による対面指導が必要な場合は、感染防止対策を実施して短時間で実施、若しくは、遠隔で実施	・学生及び院生の学内施設利用を制限(図書館は貸出しのみ、食堂縮小等) ・原則として、学外への施設貸出しを禁止	・状況に応じて、研修会、講演会を中止 ・緊急性や必要性を踏まえて会議を中止 ・必要な会議は、3密を回避して実施するか、オンライン会議へ移行	・感染拡大防止策を強化した勤務を継続し、在宅勤務や時差出勤等へ移行	
		3-2 ・国が、全都道府県を対象地域として、緊急事態宣言を実施し、特定警戒都道府県を指定を拡大 ・県が緊急事態措置を拡大・強化し、県民に、強く行動自粛、県外への移動自粛等を要請 ・県が、 本学を含む施設管理者に対する施設の使用停止等 を要請 【大学の危機管理体制】 同上	・全ての授業を遠隔授業に切り替え	・県外・県内実習の中止 ・遠隔授業による実習の実施	上記のほか、本学の対応方針に基づく行動を要請	・教員は、感染拡大防止策を行った上で研究を継続 ・調査、学会や研修会等の研究活動等について、県外への移動を自粛し、必要に応じて、遠隔システムを活用 ・院生は、学内の研究活動を自粛。対面指導を更に限定。	・学校施設利用を原則停止 ・遠隔授業を受ける環境が不十分な学生には、感染防止対策を徹底した上で、情報処理教室等の利用を許可 ・生物の飼育や装置の維持管理など必要な場合は、施設への立ち入りを許可	・原則として、研修会、講演会を中止 ・緊急性や必要性を踏まえて会議を中止 ・原則として、オンライン会議	・感染拡大防止策を強化した勤務及び在宅勤務等への移行を強化	
4	制限(最大) (発生→蔓延局面) ・国内で、新型コロナウイルス感染症の流行が継続的に拡大 ・県内でも、新型コロナウイルス感染症の流行が拡大傾向	・国と県の対応は同上 ・県が、 本学を含む施設管理者に対する施設の使用停止の要請等を拡大・強化 【大学の危機管理体制】 同上	・学校施設を利用しない方法での遠隔授業の実施	同上	同上	・教員及び院生は、原則として、在宅による研究を実施 ・調査、学会や研修会等の研究活動等について、県外への移動を自粛し、必要に応じて、遠隔システムを活用	・学校施設利用を停止 ・生物の飼育や装置の維持管理など必要な場合は、施設への立ち入りを許可	同上	同上	基本的に在宅勤務とし、施設管理、遠隔授業に係る設備管理、関係機関との連絡調整など、大学の運営維持に最低限必要な業務を担当する職員が交代で勤務
	本学関係者が新型コロナウイルス感染症を発症	【大学の危機管理体制】 危機対策本部を設置して、情報共有を図り、対応方針を随時決定	保健所等と協議し、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否を踏まえて、危機対策本部で実施内容を決定 状況に応じて、臨時休校、臨時休業、大学閉鎖等を検討	保健所等と協議し、 ・サークル活動、アルバイト、不要不急の活動の自粛 ・体調管理の実施	保健所等と協議し、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否を踏まえて、危機対策本部で実施内容を決定 状況に応じて、臨時休校、臨時休業、大学閉鎖等を検討	保健所等と協議し、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否を踏まえて、危機対策本部で実施内容を決定		・緊急性や必要性を踏まえて会議を中止 ・必要な会議は、感染拡大防止策を行った上で実施	保健所等と協議し、 ・感染拡大防止を強化した勤務を実施 ・施設貸出しの制限を実施	